

## 介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書

昨年 2017 年介護報酬臨時改定で処遇改善加算の拡充が図られたものの、今年の改定では目立った対策は講じられず、介護従事者と全産業平均との給与差（月約 10 万円）を埋めるにはほど遠い状態である。

処遇改善加算については、算定の対象となる職員の限定、手続きの煩雑さ、利用料への反映といった問題が改善されないまま推移している。処遇改善は、利用料の引き上げに直結する介護報酬ではなく、国の財源で対応し、対象の拡大などの改善を図るべきである。

介護事業所では、担い手不足が慢性化・深刻化の一途をたどっている。施設を全室オープンできない、新規利用者を受けられないなどの事態も広がっており、地域の介護需要に応えきれない状況が生じている。介護福祉士の養成校では定員割れが続いており、養成過程の縮小や廃校を余儀なくされた学校も出ている。

介護労働安定センター「2017 年度介護労働実態調査」（回答 8,782 事業所）では、職員が不足していると回答した事業所が約 3 分の 2（66.6%）で過去最高となり、特に訪問介護では 82.4%の事業所が不足を訴えている。また、福祉医療機構が特別養護老人ホームを対象にした調査（2018 年 2 月調査、回答 628 施設）では、64.3%の施設が「職員不足」と回答し、このうち 12.4%が「利用者の受け入れを制限している」と答えている。

第 7 期介護保険事業計画の集計では、2025 年度はすべての都道府県で職員の需要数が供給数を上回ることが見込まれており、全国で 33 万 7 千人、宮崎県で 3,609 人の「供給不足」が予測されている。

こうしたことから、介護従事者の処遇を改善し、介護の担い手確保は、一刻も早く手だてを講じるべき課題であると考えます。

よって、国に対して、介護現場の人手不足を解決するために、介護従事者の賃金・労働条件を大幅に改善し介護の担い手確保のために実効性のある対策を講じることを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 19 日

宮崎県西都市議会